

意見書

平成 19 年 7 月 20 日

総務省情報通信政策局情報通信政策課
通信・放送法制企画室 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびーかぶしがいいしゃ
氏 名 ソフトバンク B B 株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

「『通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 中間取りまとめ』に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 中間取りまとめ」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
		【総論】	<p>・ 現行の9法を、情報通信法として統合した法制度(以下、「融合法制」という。)への移行は、大規模且つ抜本的な法改正であり、関係事業者の事業運営並びに事業者間の競争環境、ひいては国民が享受するサービスにも相応に影響を及ぼすものになると考えられます。新たな法体系への移行の結果、特定の事業者が有利に事業運営を行えるようになったり、特定の利用者が不利益を被ったりするようなことがあってはならないことは言うまでもなく、新たな法体系は、事業者間の適正な競争を促進し、それをもって国民利便の最大化に資するものである必要があります。</p> <p>その意味で、新たな情報通信法は、基本的には各々の事業者の自由な戦略に基づく自由競争を可能とするものでありつつも、ボトルネック設備を有する事業者に対しては厳格な規制を課すという非対称規制の体系を維持することが必要です。</p> <p>なお、この非対称規制は、自由競争の結果、多くの市場シェアを獲得した事業者に対しても一律に規制を課すものであってはならず、規制の対象は電気通信における加入者回線等のボトルネック設備を有する市場支配的業者に限定する必要があります。</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
			<ul style="list-style-type: none"> すなわち、ボトルネック設備を有する事業者である NTT 東西に対して、NTT 法や電気通信事業法等により現在課されている各種規制は、事業者間の公正な競争環境を確保するために不可欠であり、新たな法体系の下においても引き続き維持される必要があると考えます。 また、通信・放送の在り方に関する政府与党合意(平成 18 年 6 月 20 日)において、NTT の組織問題については、2010 年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得ることになってはいますが、融合法制への移行においては、NTT の組織問題に関する議論の動向を踏まえた法体系の整備が必要不可欠であり、融合法制に係る法案の国会提出を 2010 年、同法の施行を 2011 年と予定していることに鑑みると、NTT の組織問題に関する議論を 2010 年を待たずに早急に開始すべきであると考えます。なお、融合法制の目的が、真に公正な競争環境を整備し、サービスの多様化を推進し、ユビキタス社会を実現するというものであるのなら、NTT の資本分離・上下構造分離の実現は必要不可欠であると考えます。
6	1~8	<p>このため、コンテンツ面では社会的影響力に応じてメディアとして最低限維持すべき規律を課す一方、<u>サービス面ではレイヤー間・レイヤー内での公正競争を重視して自由で公平・透明な事業活動を促進するための規律を適用する、いわば技術中立的でサービス指向型の法体系への移行を図るのが適当である。</u>このようなレイヤー型の法体系は、EUにおいて、域内市場統合を進めるため、歴史的・文化的に異なる加盟国間の調整を図り</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国民利益最大化の為に、事業者間競争の更なる促進が必要であり、公正競争環境確保のためには、法制度を抜本的に見直す場合でも、ボトルネックを有する市場支配的な事業者に対する規制を継続することが必要であると考えます。具体的には、電気通信分野においては、現在 NTT 法や指定電気通信設備制度等を整備している電気通信事業法等により NTT 東西に課されている各種規制*が確実に継続されることを担保する必要があると考えます。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
		<p>つつ通信・放送法制の共通の枠組みを構築する観点から指令化が進んできているが、加盟各国レベルでは国内法制上の具体的な対応を模索中であり、我が国が国際的な対応を先導する観点からも、レイヤー型の法体系を目指すべきである。</p>	<p>* 電気通信事業法第 30 条(禁止行為等)、第 33 条(第一種指定電気通信設備との接続)等、現状の指定電気通信設備規制並びに NTT 法第 2 条の業務範囲規制については、同等以上の規制水準を確保することが必要です。</p> <p>* 上記の他、融合法制においても引き続き維持しなければならない規制に係る条番号は、別添に記載いたします。</p> <p>・ 加えて、これまでは中継サービスを中心に競争が進展してきましたが、今後 IP 化が進展することにより、通信距離の概念が消滅し、中継サービス等の意義も薄れていく方向にあることから、アクセス回線の重要性が更に増していくものと考えます。このような状況の中、IP 化の進展に対応した公正な競争環境を確保するためには、早期ルール整備が可能な OSU の共用による 1 分岐単位での光ファイバの貸出しや、NTT におけるアクセス回線網の機能分離、構造分離等、必要かつ十分なアクセス回線の開放を実現することが必須であると考えます。</p> <p>・ あわせて、NTT 東西の NTT グループによる FMC サービスの原則禁止等、各種ガイドラインで定められている NTT グループ各社に対する要件も継続されることは当然ながら、NTT 再編の趣旨に反する NTT グループによる一体的共同的事業運営・共同営業の禁止等を法令上明確にすべきであると考えます。</p> <p>具体的には、現在、NTT 東西の業務範囲規定が NTT 法第 2 条において定められ、NTT 東西・NTT ドコモが、特定の事業者等を優先的または不当に</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
			<p>取扱うことを禁止する規定が事業法第 30 条において定められていますが、これらの規定は NTT グループによる一体的共同的事業運営・共同営業を明確に禁止するものではなく、不十分です。したがって、このような行為を禁止行為として法的に明確にすべく、規定を追加する必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、通信と放送の法体系を一本化したとしても、ボトルネック性に起因する市場支配力を有する事業者への規制については、個別の市場毎にボトルネック性に着目した市場支配力の有無を厳格に判定した上で、課すことが必要であると考えます。 ・ なお、融合法制における市場支配的事業者への規制に関する具体的な規制内容を検討するにあたっては、一般法である独占禁止法におけるドミナント規制の存在を十分考慮の上、独禁法及び融合法制との棲み分けや整合性の確保等について検討を行うことが必要です。具体的には、すでにドミナントに対する一般的な規制として独占禁止法が定められていることに鑑み、融合法制においては、通信市場における特性の一つであるボトルネック性に着目した規制内容を整備することが必要と考えます。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
6	14～21	<p>具体的には、現在のいわゆる「縦割り規律」に基づく通信・放送法体系を抜本的に見直し、情報通信を、機能や求められる役割に基づき、情報を作成・編集・表現した形態である「コンテンツ」、情報の円滑な流通を媒介する「プラットフォーム」、情報を電磁的手段により送り、伝える「伝送インフラ」の3つのレイヤーを基軸として分類し、それぞれの規律の内容について検討する。その上で、各レイヤーの規律の基本理念を踏まえ、それぞれのレイヤー毎に(必要な場合レイヤー間も含め)できる限り法律を集約し、全体としても法技術的に可能な限り大括り化し、「情報通信法(仮称)」として一本化を目指すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 通信/放送サービスの融合の進展を考慮した場合、融合法制における、レイヤーの区切りについては引き続き精査が必要であると考えます。特に、サービス提供の実態等を考慮した場合、「プラットフォーム」機能のみを取り出して一つのレイヤーとして定義する案のほかに、「インフラ」と対峙する整理として「サービス」という区分を用いることも考えられるため、「サービスレイヤー」(中継サービス及びプラットフォームを含む)という定義を採用するという案も含め、今後、融合法制におけるレイヤーの考え方の詳細について議論を深めるべきと考えます。
7	3～9	<p>現行法制では、概念的には、放送は通信の「部分概念」と位置づけられるが、コンテンツ規律においては、通信(インターネット)については、法律レベルの包括的な規律は(情報削除対応などを除き)存在しない一方、放送については「放送法」をはじめとする放送法制において包括的に規律されている。これは、現行法制において、通信に対して「通信の秘密保護」を踏まえ、制度上コンテンツへの関与を原則として排除しているのに対し、放送は送り手及び受け手に係る「表現の自由確保」の観点から公共の福祉との整合性を図っていることによ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業者は、通信利用者の用途が音声通話のみからウェブ閲覧等のデータ通信と多様化していく中で生じた新たな問題に対し、各方面から対応を求められています。具体的には、Winny等のP2Pファイル交換ソフトによる大容量データ送受信が、電気通信事業者のネットワーク運用へ支障を及ぼし、他の一般利用者の利便性を損なっているという問題や、インターネット上における違法・有害情報の問題に対する対応が挙げられます。 しかしながら、電気通信事業者は通信の秘密保護を遵守しなければならない立場にあるため、通信の秘密の侵害に対する違法性阻却事由が十分に整理されていない現状においては、電気通信事業者が、利用者の通信の内容に応じて当該通信の制限を行ったり、情報の違法・有害性に関する判

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
7	22～26	<p>る。</p> <p>通信コンテンツと憲法上の「表現の自由」との関係では、表現活動の価値をも勘案した衡量の結果として違法として分類されたコンテンツの流通は、表現の自由の保障の範囲外であり、規律することに問題はない。また、有害コンテンツ流通に対する規制も、有害図書に関する青少年保護条例による認定基準が最高裁で合憲とされていることを踏まえれば、規律の対象とする余地はあると考えられる。</p>	<p>断や当該情報の削除等の対応を行ったりすることが難しく、対応に限界がある状況にあります。このため、融合法制において、通信の秘密の侵害に対する違法性阻却事由等を整理し明確化を図り、電気通信事業者がこのような問題に対して、臨機応変に対応できるようにすることが必要であると考えます。</p> <p>なお、これらの規制の検討に際しては、電気通信事業者に必要な以上の負担を課すような規制とならないよう留意することが必要であると考えます。例えば、コンテンツに対するゾーニング規制を実施する場合には、その対象を一義的にはコンテンツの作成者や掲載者とすることを明確にすべきであり、電気通信事業者に対しては過度な義務を課さずに、情報削除対応等を必要な時に実施する程度の最小限の規制が望ましいと考えます。</p>
7～8	34(P7)～4(P8)	<p>以上を踏まえ、成熟した規律体系である放送法制を基本として、「必要最低限のルールを自律原則とともに保障し、表現の自由を確保する」という理念を堅持しつつ、<u>情報の自由な流通を確保する観点から、社会的機能及び社会的影響力に重点を置いて、技術中立的にコンテンツ規律体系を一元的に再構築し、安全・安心なコピキタスネット社会の構築に向けた環境整備を図ることが適当である。</u></p>	
10	21～33	<p>具体的には、「公然通信」に係るコンテンツ流通に関して、各種ガイドラインやモデル約款等が策定・運用されていることを踏まえ、違法・有害コンテンツ流通に係る最低限の配慮事項として、関係者全般が遵守すべき「共通ルール」の基本部分を規定し、ISPや業界団体による</p>	

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
		<p>削除やレーティング設定等の対応指針を作成する際の法的根拠とすべきである。「プロバイダ責任制限法」などICT利用環境整備関係法制度についても、可能な限り一元化すべきである。</p> <p>その際、特に有害コンテンツ流通について、「自殺の方法」や「爆弾の作り方」、「ポルノ」など、違法とは必ずしも分類し難い情報ではあるが、青少年など特定利用者層に対する関係では一定の規制の必要性があるものに関しては、有害図書防止条例などの手法を参考にしつつ、いわゆる「ゾーニング」規制(特定の行為等に対して一定のゾーン(範囲や利用方法)に限り規制することを許容する規律手法)を導入することにより、<u>広汎な内容規制の適用を回避しつつコンテンツ流通の健全性を確保することが可能となるため、その導入の適否を検討する必要がある。</u></p>	
8~9	26(P8)~3(P9)	<p>基本的な再構成のあり方としては、「メディアサービス」について、<u>コンテンツの社会的機能・影響力に基づき類型化した上で、その社会的機能・影響力の程度に応じて、現行の放送規制を緩和する方向で「階段状」に整理すべきである。</u></p> <p><u>その際、特別な社会的役割を担う「メディアサービス」は、「特別メディアサービス(仮称)」として、現在の放送</u></p>	<p>例えば、現状のVODサービスやIPマルチキャスト方式による地上デジタル放送や衛星放送の再送信は、「特別メディアサービス」や「一般メディアサービス」等のいずれの区分に該当するのか明確になっていません。また、「特別メディアサービス」や「一般メディアサービス」等と定義された各区分への適用の枠組み(例えば、事業者毎の適用なのか、伝送方式、コンテンツ毎の適用なのか等)が不透明であるため、各区分の適用対象や範囲を今後の検討の中でより明確にしていくことが必要であると考えます。</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
		<p>のコンテンツ規律を維持し、その他の「メディアサービス」(「一般メディアサービス(仮称)」)については規律を緩和する方向で検討すべきである。</p> <p>なお、類型化の具体的なメルクマールとしては、映像 / 音声 / データといったコンテンツの種別、端末によるアクセスの容易性、視聴者数、リニア・ノンリアの区別等が考えられるが、メルクマールの公正性・客観性を確保するため、具体的なメルクマールについて、関係者の意見を幅広く聴取しつつ今後さらに検討を進め、表現の自由の確保に十全に配慮したものとする必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> その上で、各区分における規制内容を整理する必要があると考えますが、通信・放送の融合サービスを進展させ、多様なサービスを創出するためにも、コンテンツに対する規制は最小限に留めることが必要です。そもそも、情報伝達の方法の違い(あるコンテンツが通信・放送において提供される場合と、新聞等の他のメディアにおいて提供される場合等)によって規制の内容が異なることは問題であり、同じコンテンツが、伝達する媒体の違い(ビットレートが異なるものを含む)によって不公平に取り扱われることのないようにすべきであると考えます。
9	5～22	<p>「特別メディアサービス」は、言論報道機関として健全な民主主義の発達に最も重要な強い世論形成機能を有し、地域住民の生活に必要な不可欠な情報を総合的にあまねく提供する一方、災害など非常時における主要な情報伝達手段としての機能など特別の社会的役割を担うコンテンツ配信として位置づけられる。このような役割は、現在は主として地上テレビジョン放送が担っており、このため、現在の地上テレビジョン放送により提供されるコンテンツ配信を基本として「特別メディアサービス」の具体的範囲や規律内容の構成を検討する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特別メディアサービスを提供する者は、特別な社会的役割を担うことから、コンテンツレイヤーにおけるボトルネック性を有する者として、多様な伝送方式等の選択肢を用意した上で、そのサービス対象地域内においてはあまねくコンテンツを視聴できる環境を視聴者に提供する責務が生ずるものと考えます。このため、特別メディアサービスに該当するコンテンツを提供する事業者が、多様な伝送路・伝送技術を採用できるような枠組みと、他の事業者から再送信を行いたい旨の申出があった場合に、当該事業者が、多様な伝送路・伝送技術を用いても再送信を実現できる制度を整備することが必要です。 また、他の事業者からの再放送、再送信の申し出があった場合において、これを拒否する場合には、その理由を申請者に示す事を義務付けるとも

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
		<p>「特別メディアサービス」に関する具体的な制度設計に当たっては、以下の点に留意することが求められる。</p> <p>「特別メディアサービス」に適用されるコンテンツ規律は、現在の地上テレビジョン放送に対する規律を原則維持すること。</p> <p>放送の多元性・多様性・地域性の確保を目的とするマスメディア集中排除原則を基本的に維持すること。</p> <p>社会的機能・影響力に着目した「特別メディアサービス」の適合性審査については、現在の無線局免許ではなく、コンテンツ配信法制に基づく制度に移行するに際し、民主主義の発達に果たすべき役割や非常時の情報伝達、地域性の確保など、特別メディアサービスとして求められる社会的機能が何かを明確化すること。</p>	<p>に、申請者側が不服な場合に申立てを行えるオープンな裁定制度を設けるべきであると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別メディアサービスは、多様な伝送路等の選択肢を用いて全ての国民に対し広くあまねく提供されるべきものであり、例えば光ファイバ等による有線での再送信の実現も期待されるところです。このため、NTT 東西の光ファイバ関連設備(OSU等)の共用を実現し、ボトルネック性を有するNTT 東西の光ファイバ回線の利用を促進し、ひいては特別メディアサービスのコンテンツ流通にも資するような政策の整備が必要であると考えます。 ・ また、特別メディアサービスに関して光ファイバによる再送信サービスのみでしかサービスを利用できない利用者に対して、後発の事業者にもサービス提供の機会を与えることが、更なる競争の促進のため必要です。このため、NTT 東西だけでなく、接続事業者も同等の条件で光ファイバによる再送信サービスを提供できるように、NTT 東西のネットワークとの接続箇所や接続条件等の公正な接続ルールを整備することこそが伝送レイヤーにおける「通信・放送の融合」を実現するために不可欠であると考えます。 ・ また、特別メディアサービスを提供する者はコンテンツにおけるボトルネック性を有するという考え方から、諸外国の事例等も参考にしうえて、コンテンツの一次利用(再送信含む)だけでなく二次利用を促進させるような規制の導入を検討すべきと考えます。
12	1~8	<p>プラットフォーム機能の社会性・公共性に着目し、利用者保護の観点からオープン性を確保するアプローチ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ あるプラットフォームが寡占的・独占的な状態である場合、当該プラットフォームは公共性を有することになるとは思われますが、プラットフォームの本質としてどのようなプラットフォームでも極めて高い公共性を有しているもので

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
		<p>本アプローチは、ICTネットワークをコンテンツ配信・商取引・公共サービス提供基盤として利用する上で必須となっているプラットフォーム機能が、<u>伝送サービス・伝送インフラと同様、極めて高い公共性を有しているとの認識から、規律の必要性を検討するものである。</u>このため、「放送プラットフォーム規律」に加え、ユーザー認証機能、セキュリティ機能などについて、誰もが公平に利用すべき、あるいはそれがないと不測の損害を利用者が被るおそれがある共通機能と認められる場合には、技術革新のインセンティブを阻害するおそれがあることに配慮しつつ個々に規律の必要性を検討すべきである。</p>	<p>はないと考えます。</p> <p>あるプラットフォームが社会的に広く利用されることで「公共性」を有したとしても、その公共性は放送事業の報道機関としての公共性や電気通信事業のライフ・ラインとしての公共性とは別の「公共性」と位置づけられるものと考えます。</p> <p>したがって、あらゆるプラットフォームについて「極めて高い公共性を有している」と解されるような記述は修正すべきであると考えます。</p> <p>また、プラットフォーム機能といっても様々な機能が存在することや、NTT東西や放送事業者における構造的な要因により生まれたプラットフォーム、ISP・移動体事業者における事業者間の競争の結果として実現したプラットフォーム等、その発生の経緯も様々であることから、プラットフォームレイヤーにおいて一律に規制を課すのは適当ではないと考えます。この検討にあたっては、サービス開発等のインセンティブを確保し、各事業者の戦略的対応が可能となるよう、規制の対象はボトルネック性に起因する市場支配的事業者の有するプラットフォームに限定する必要があると考えます。</p>
12	16～26	<p>情報流通のボトルネックを排除するため、寡占的なプラットフォーム機能のオープン性を確保するアプローチ</p> <p>プラットフォーム機能についても、一般的に「規模の経済性」や「ネットワーク外部性」による独占性・寡占性が生じやすいことを勘案し、市場支配力の濫用を防止し、情報の自由な流通を確保する観点から規律の導入の必要性を検討する必要がある。具体的には、ネットワーク外部性が強く働いている、当該ネットワーク外部性が、事実上、競争者による技術革新にとって対抗・凌</p>	<p>具体的には、ボトルネック性に起因する圧倒的な市場支配力を有するNTT東西が提供するNGNにおける課金・認証等のプラットフォーム機能は接続事業者にとって新たなボトルネックとなりうるため、規制を課すことが適当であり、当該機能においては接続事業者の希望する部分に接続点を設置する等、確実なオープン化を図ることが必要であると考えます。</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
		<p>駕不能、プラットフォーム市場における独占・寡占性の高まりに伴う市場支配力の行使が観察される、情報の自由な流通など社会・公共的観点からプラットフォームのオープン化について一定の要請がある、という要件に合致する場合には、一定の規律を適用するという手法が考えられる。その際、規制水準については、プラットフォームのオープン化等に伴う厚生を分析し、イノベーションの促進や技術開発インセンティブの程度等を勘案して決定することが適当である。</p>	
14	12～19	<p>しかし、CS放送、有線テレビジョン放送に関しては、このような事情が希薄になっており、このため、平成13年に電気通信役務利用放送法が制定され、電気通信役務を利用した放送が制度化されたところであるが、近年のIPマルチキャスト放送の活用やトリプルプレイサービスの増加などにみられるように、技術革新の進展に伴い通信用設備と放送用設備の差異は一層相対化する傾向にある。従って、伝送サービスに関する規律については、電気通信事業法等と、放送法制の放送伝送サービスに関する規律(自営型を除く)を統合し、自由な事業展開に配慮しつつ公正競争促進・利用者保護について重点的に対応する制度を構築すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ IPマルチキャスト放送の活用やトリプルプレイサービスの増加等により、通信用設備と放送用設備の差異は、一層相対化する傾向にあるものの、公正な競争を促進し、利用者利益を拡大させるためには、現在の指定電気通信設備制度と同等以上の規制を確保し、有線電気通信設備におけるボトルネック設備を有するNTT東西への規制を維持することが不可欠であると考えます。 ・ なお、ボトルネック設備に起因する市場支配力を有する事業者に対し、現状と同等以上の規制水準を確保するという観点から、ボトルネック性の判断に当たっては、現状と同様に有線電気通信設備と無線電気通信設備を分けて判断する必要があると考えます。 ・ また、映像配信プラットフォームのオープン化においては、事業者がサービス提供を円滑に行えるような接続ルール策定が必要になるものと考えます。例えばIPマルチキャストについては、当該方式を利用するにあたっての

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
			<p>グループ数等のリソースに対する設備要件が特に厳しいため、アクセス設備を共用する事業者間では、IP マルチキャストに係る設備も共用可能とするルールが必要であると考えます。</p>
16	9～15	<p>他方、このような垂直型事業統合・連携が進展した場合、<u>例えば伝送サービス・設備面でボトルネックを保有する事業者がその影響力をコンテンツ配信に及ぼす動きや、誰もが視聴する有力コンテンツを囲い込んだ事業者がその影響力を他の配信プラットフォームや伝送サービスに及ぼす動きなどが生じ、レイヤーを超えて紛争が生じるおそれがある。このため、国民生活に不可欠な情報の流通の確保や、メディアの多元性の確保・公正競争促進のためのレイヤーを超えた取引規律や垂直型兼営の一部制限など、レイヤー間の規律の整備の必要性について検討する必要がある。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝送設備のレイヤーにおいて加入者回線を独占的に保有することに起因して圧倒的な市場支配力を有するNTT 東西並びに資本関係を有するNTTグループ各社については、垂直的な兼営を行うことにより他のレイヤーでも容易に当該市場支配力を及ぼしうるため、「垂直型兼営の一部制限」ではなく、垂直型兼営については禁止すべきです。 ・ また、NTTグループ各社については、他のレイヤーにおいて有する市場支配力を梃子に当該レイヤーを超えてレバレッジを働かす可能性があるため、垂直的な兼営の禁止のみならず、従来と同様に放送用の電波の取得はもちろんのこと、放送サービス(特別メディアサービス、一般メディアサービス)に係る参入を行うことを禁止すべきです。さらに、NTTグループ各社及び特別メディア事業者が排他的な提携を行うことも禁止すべきであると考えます。 <p>仮に、加入者回線を独占的に保有するNTT 東西並びに資本関係を有するNTTグループ各社と放送事業者が排他的でない形態で提携することにより通信/放送融合サービスを提供する場合であっても、市場に及ぼす影響を考慮し、公正な競争環境を阻害することにならないよう当該提携の是非は慎重に検討がなされ、公正競争確保のために必要な条件整備が行われる必要があると考えます。</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
18	6～14	<p>ICT利用については、IT戦略本部設置、IT基本法制定以降、電子商取引関係諸制度や行政情報化関係諸制度等が整備され、経済・社会の各方面におけるICT利活用の促進が図られたところである。しかし、個々に生じた課題について、民法・刑法等の一般法制や書面の交付等に係る個別法制、個人情報保護法制、セキュリティ法制、著作権法制などをその都度措置してきたため、「パッチワーク的」になっていることは否めない。ユビキタスネットの経済・社会への浸透をさらに進める観点からは、従来のアプローチではなく、関係府省が連携して「情報」という切り口で既存法制の整合性を検証、課題を再整理し、「包括的なユビキタスネット法制」*7として再設計する可能性についても議論すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> IP ネットワーク上で配信される放送等の各種コンテンツについては、著作権に起因する課題もあり、電気通信事業者は事業展開上の制約を受けている状況にあります。このような状況を解消し、通信と放送の融合サービスをさらに進展させるためには、融合法制の整備と併せて、著作権法等の関連法規についても見直しを行う必要があります。

以上

公正競争を確保するために、融合法制において引き続き維持が必要な規定の中で、特に重要と考えられる条文等

【電気通信事業法】

- ・ 第 20 条 指定電気通信役務の保障契約約款
- ・ 第 21 条 特定電気通信役務の料金
- ・ 第 30 条 禁止行為等
- ・ 第 31 条 禁止行為等
- ・ 第 32 条 電気通信回線設備との接続
- ・ 第 33 条 第一種指定電気通信設備との接続
- ・ 第 34 条 第二種指定電気通信設備との接続
- ・ 第 35 条 電気通信設備の接続に関する命令等
- ・ 第 38 条 電気通信設備の共用に関する命令等
- ・ 第 39 条 卸電気通信役務の提供についての準用

【日本電信電話株式会社等に関する法律】

- ・ 第 2 条 事業
- ・ 第 3 条 責務

【東・西 NTT の業務範囲拡大の認可に係る「公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」のある場合等の考え方】

(東・西 NTT の業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン)

- ・ 1 ページ 脚注 3 「その他の業務」としては、例えば電気通信業務に関連する経営コンサルティング等の業務を想定しており、放送業は含まない。